

## 「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（案）」に対する意見の募集結果

計画案について、令和5年11月2日から令和5年12月4日にかけて意見募集を行ったところ、2,165の個人・団体から2,495件の貴重な御意見をいただきました。

寄せられた御意見及びそれに対する県の考え方につきましては、別添のとおりです。なお、いただいた御意見につきましては、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に概要とし、また、同趣旨の意見をまとめさせていただきましたので、ご了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

- 1 募集期間：令和5年11月2日（木）～令和5年12月4日（月）
- 2 募集方法：電子メール、郵送等
- 3 意見提出状況：下表のとおり

(1) 提出数：2,165（個人2,117、団体48）

提出方法別	メール	郵送等	メール及び郵送	地域別	県内	県外	外国	不明	個人/団体	個人	団体
	1,796	361	8		627	1,319	21	198		2,117	48

(2) 意見数：2,495件

第1条 (目的)	第2条 (定義)	第3条 (県の責務)	第4条 (県民の責務)	第5条 (動物の所有者の責務)	第6条 (普及啓発等)
12	5	3	1	9	5
第7条 (動物の返還及び譲渡しの推進等)	第8条 (市町村等との連携)	第9条 (指導及び助言)	第10条 (愛護動物の飼い主等の遵守事項等)	第11条・第12条 (多数の犬又は猫の飼養等の届出) (変更等の届出)	第13条 (飼い主のいない猫への給餌等について)
12	9	3	135	9	2,146

第14条・第15条 (特定動物が逸走した場合の措置) (事故の届出)	第16条 (報告の徴収)	第17条 (立入検査)	第18条 (動物愛護管理員)	第19条 (市町村への協力)	第20条 (規則への委任)
3	1	3	1	2	1

第21条 (市町村条例との関係)	第22条・第23条・第24条 (罰則)・(両罰規定)・(過料)	その他 闘鶏等、動物を戦わせる行為に関すること	その他 条例全般に関すること
3	2	116	14

※第10条詳細

全体	第1項第1号	第1項第2号	第1項第3号	第1項第4号	第1項第5号
4	1	2	4	1	3

第2項
120

	ご意見の趣旨	ご意見に対する県の考え方
第1条(目的)について(12件)		
	「動物たちが心身共に健康で安全な生活を送ることができるよう」と規定すべきである。	
1 条例の目的内に、「動物の健康及び安全の保持」を入れるべきである。「動物の健康及び安全の保持」は、法律、他の都道府県市区町村の条例内においても広く謳われている。 2 「動物の虐待及び遺棄のない」ことは、大目的である「人と動物の共生する社会の実現に資すること」と同列に繋がらない。「動物の虐待及び遺棄の防止」は重要項目であるが、「動物の健康及び安全の保持」及び「身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止」に含まれることから、特出しせず、記述を削除する。(条例内に強調して盛り込む) 3 「県民の動物の愛護に関する意識の高揚」は、小目的の最後に示す。	人と動物の共生する社会の実現ができる仕組みを目指すべきである。	本県では、「飼い主等の許容範囲を超えた多頭飼育」、「不適切な飼養管理」及び「飼育動物による野生動物の捕食」等の問題があり、これらに対応するため「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)」を補完する条例を制定し、総合的に動物の愛護及び管理に関する施策を推進し、人と動物が共生する社会を実現していきたいと考えています。 「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)」は、県、県民及び動物の所有者の責務を明らかにすること等により、県民の動物の愛護に関する意識の高揚を図り、動物の虐待及び遺棄を防止する等とともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することで、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的としています。 なお、条例で用いられる文言の意味、解釈等は法と同一としており、動物の愛護には、遺棄及び虐待の防止、動物の適正な取扱い、動物の健康及び安全の保持等が含まれています。
人と動物が信頼と相互生命を尊重するという項目がなく、法の重要な趣旨・意義が見当たらない。	動物の愛護及び管理に殺処分が含まれないとするならば、本文に「殺処分を前提としない」旨を明確に記載するべきである。	県が引き取り又は収容した犬猫等の取扱いについては、殺処分がなくなることを目指すという法にも規定された理念のもと、条例第7条において、施策を講ずると規定しています。
動物の虐待及び遺棄の防止について「動物の虐待及び遺棄」を明記しているのは、特に強調して取り組むということか。	目的規定における「自然環境の保全」とは、「遺棄された動物の野生化による生態系への影響の発生を防止する」ことを指しており、その目的に沿って飼い主の遵守事項を定めているのか。	動物の虐待及び遺棄の禁止については法で規定されており、法による対応が可能であることから、条例において具体的な規定は設けていませんが、重要な施策の一つとして普及啓発を図っていくこととしています。
県外から県内の飼養されている犬猫に寄付をしている人もいるため、県外の寄付者も所有者に含むべきである。	第1条で「動物の所有者」の責務に限定しているのは、「占有者」を積極的に排除する趣旨とも読めるが「飼い主」の定義規定には占有者が含まれており、矛盾がみられる。	県としては、動物の遺棄や、放し飼い、逸走を防止することが、生活環境や自然環境を保全する上で重要であると考えているため、愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項に係る規定を設けています。
		寄付者については、その動物を直接飼養する者ではないため、所有者には該当しないと考えています。
		ご指摘を踏まえ、「飼い主」の定義規定を削除し、規定の内容に応じ「所有者」又は「所有者又は占有者」を用いることとします。
第2条(定義)について(5件)		
「動物の愛護及び管理」についても定義すべきである。	「適正な飼養管理」についても定義すべきである。	本条例は法を補完し、総合的に動物の愛護及び管理に関する施策を推進することを目的とするものであり、条例で用いられる文言の意味、解釈等は法と同一としています。 「動物の愛護」については、法の目的の中で、動物の愛護に関する事項として、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等が示されており、「動物の管理」についても、法の中の関係規定で、その方法が示されています。 また、「動物の適正な飼養及び管理」については、法第7条で動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、動物をその種類、修正等に応じて適正に飼養し、又は保管するなど、これらを確保するための動物の所有者等の責務について定められており、さらに、同法に基づく告示において動物の適正な取扱いに関する基準等が対象となる動物ごとに定められています。 なお、適正飼養に関し、同告示に所有者又は占有者の遵守事項や努力義務として定められていますが、本条例では義務とするなど、法と異なる事項を県民に求めるものについては条文として規定しています。
希少種・固有種等を含めた野生動物の保護の観点から「適正飼育」を規定して欲しい。		

	所有者及び占有者と同様の責任を持たせるため、飼い主のいない猫に無責任な餌やりをする人を定義するべきである。	飼い主のいない猫に給餌等をする者は、必ずしも当該猫を所有又は占有する者には当たらないことから、条文では「所有者又は占有者を確知することができない猫に給餌等を行う者」と規定し、給餌等を行う場合の方法を定めることとしています。
	動物について「哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものに限る。」のように補足して欲しい。	本条例は法を補完するものであり、法でいう動物と同様、条例においても純粋な野生状態の下にある動物を除いた人とかかわりのあるものとしています。
第3条(県の責務)について(3件)		
	本条例(案)及び県が推進する「一生うちの子プロジェクト」では、飼育等を専ら飼い主への責務を求めているが、飼い主のいない犬及び猫の命が終えるまで適正に飼養することを県の責務に加えるべきである。	所有者又は占有者を確知することができない犬又は猫を増やさないためには、所有者又は占有者による適正飼養が重要であることから、本条例で所有者又は占有者の遵守事項を規定しています。 所有者又は占有者が適正飼養を行うことで、所有者又は占有者を確知することができない猫は減っていくものと考えていますが、現在、県では地域猫活動について、「沖縄県動物愛護管理推進計画」で目標値を定め、不妊去勢手術の支援等を行っているほか、地域猫活動に繋がるTNR活動に対し、市町村やボランティア団体と連携して試験的に支援を行っているところです。
	県は特定の業者、団体だけの意見ではなく、専門家、保護団体、一般市民など幅広く意見を取り入れた施策を策定し、実施することを明記すべきである。	県では、法に基づき「沖縄県動物愛護管理推進計画」を策定し具体的な施策等を定めており、同計画の策定や改訂に当たっては、専門家、動物取扱業者、動物愛護団体等の様々な関係者で構成する動物愛護管理推進計画懇話会を開催し意見を聴取するほか、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴取しています。 また、条例第3条において、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に策定し実施することを県の責務として定めています。
第4条(県民の責務)について(1件)		
	施策の内容を具体的に示すべきである。	県では、法に基づき「沖縄県動物愛護管理推進計画」を策定し具体的な施策等を定めており、同計画の策定や改訂に当たっては、専門家、動物取扱業者、動物愛護団体等の様々な関係者で構成する動物愛護管理推進計画懇話会を開催し意見を聴取するほか、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴取しています。
第5条(動物の所有者の責務)について(9件)		
	責務規定に占有者もいれるべきである。	条例では、「所有者」は専ら動物をペットとして飼養する者、「占有者」は動物を一時保護する者等と想定しており、終生飼養の責務については、一時的に当該動物の飼養を行う占有者を除外し、所有者のみに求めることとしています。
	沖縄県に届け出た民間団体・個人が管理するTNRされた猫も本条の所有者に含むべきである。	条例では、「所有者」は専ら動物をペットとして飼養する者、「占有者」は動物を一時保護する者等と想定しており、地域猫活動等で給餌等を行う者は必ずしもどちらかに該当するものではありません。 TNRされた猫については、「所有者又は占有者を確知することができない猫」として、給餌等を行う者に対し、適切な方法による給餌等を求めることとしています。
	適正飼養の内容について明記するべきである。	法で「動物の適正な飼養及び管理」を確保するための動物の所有者等の責務について定めがあり、さらに、法に基づく動物の適正な取扱いに関する基準等が対象となる動物ごとに定められていることから、適正飼養の内容について条例では明記していません。
	適正飼養及び譲渡を義務にすべきである。	動物愛護の観点から、所有者は、飼養する動物について、その命を終えるまで責任を持って飼養することが必要であるため、本条例では、所有者の責務として、所有する動物を終生飼養するよう努めることを規定しています。
	所有者が譲渡先を探す取組を県が支援すべきである。	また、所有者がやむを得ない事情により、その飼養する動物の終生飼養が困難となった場合は、所有者の責任において次の飼い主を探すことについても、所有者の責務としています。
	飼い主が責任をもって命を終えるまで飼い続ける覚悟を持つことを徹底して欲しい。	

<p>軍鶏等の家畜といった、犬猫以外の愛護動物についても条例で保護し生命、生活環境を保護すべきである。</p>	<p>なお、終生飼養を所有者に強いることがかえって不適切な飼養を招くこともありうるため、本条例では終生飼養を所有者の義務とはせず努力義務としているところです。</p>
<p>第6条(普及啓発等)について(5件)</p>	
<p>自己の所有に係るものであることを明らかにするために講ずる措置について、占有者も含んで必要な支援を行うべきである。</p>	<p>動物の占有者は一時的に当該動物の飼養を行うものであることから、終生飼養や所有者明示措置の責務については、動物の所有者のみに求めることとしています。</p>
<p>所有者明示措置の支援は、愛護動物に限らず全ての動物の所有者が対象となるのか。</p>	<p>愛護動物に限らず全ての動物の所有者に対し、必要な支援を行うこととしています。</p>
<p>猫がどれだけ繁殖能力を持っているかを説明し、飼い主の飼育能力を超えないための不妊手術の推進をすべきである。</p>	<p>「人と動物の共生する社会の実現」のため、適正飼養に関する普及啓発は重要であることから、引き続き、県が実施している一生涯の子プロジェクト等とおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等に取り組んでいきます。</p>
<p>飼い主への適正飼育の指導を強く求めるべきである。</p>	
<p>県出身の動物愛護家の方に適正飼養の普及啓発、県内外に譲渡対象の動物や希少種の保護活動を広報してはどうか。</p>	<p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>第7条(動物の返還及び譲渡しの推進等)について(12件)</p>	
<p>「殺処分がなくなること」を「殺処分廃止」に改めるべきである。</p>	<p>本条文は、県が引き取りまたは収容した犬猫等について、殺処分がなくなることを目指すという法にも規定された理念のもと、県としても引き続き返還や譲渡の推進に努めていく旨を規定したものです。</p>
<p>殺処分がなくなることを目指すために、ペットショップでの生体販売禁止すべきである。</p>	<p>殺処分がなくなるためには、飼い主の意識向上が重要であることから、飼い主に対する適正飼養の普及啓発を行ってまいります。 ペットショップによる生体販売については、法で認められた事業であることや、事業者の経済的自由を制限することになること等の観点から、慎重に検討する必要があると考えています。</p>
<p>殺処分ゼロを達成して欲しい。</p>	<p>県は、法に基づき策定した「沖縄県動物愛護管理推進計画」において、指標や数値目標、具体的な施策の内容等を定めています。 殺処分数についても目標値を定めており、令和12年度までに譲渡適性のある犬猫の殺処分数ゼロを目指すこととしています。</p>
<p>殺処分をなくす年度を明記すべきである。</p>	
<p>その他の施策の内容を附則で示すべきである。</p>	
<p>殺処分がなくなることの実現に対しての具体的施策や構想を発表してはどうか。</p>	
<p>「～～譲渡し、その推進、その他の施策」と誤字を修正すべきである。</p>	<p>法の規定において「譲渡し(ゆずりわたし)」と表記されており、県としても、同様の表記としています。</p>
<p>「譲渡しの推進」は誤植ではないか。</p>	
<p>「飼育動物の避妊去勢や野良猫のTNR」を施策に加えるべきである。</p>	<p>愛護動物の繁殖制限については所有者又は占有者の遵守事項としているところです。 県では地域猫活動について、「沖縄県動物愛護管理推進計画」で目標値を定め、不妊去勢手術の支援等を行っているほか、地域猫活動に繋がるTNR活動に対し、市町村やボランティア団体と連携して試験的に支援を行っています。 また、沖縄県動物愛護管理センター等に収容された犬又は猫を譲渡する際には原則として不妊去勢手術を行い譲渡しています。 頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>殺処分の根本的な対策として、飼い犬猫の避妊去勢手術とTNRに積極的に取り組むことを示すべきである。</p>	
<p>返還・譲渡の対象となる動物には特定動物も含まれるのか。</p>	<p>対象となる動物を限定していないことから、特定動物も含まれます。なお、特定動物が収容される場合、逸走等の事態が発生していると考えられるため、所有者又は占有者に返還した上で、法または条例に基づき必要な対応を行います。</p>
<p>譲渡しの推進を講ずるのであれば、犬猫以外の動物もHPに掲載して欲しい。</p>	<p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

第8条(市町村等との連携)について(9件)	
その他の関係者の範囲を明確にし、どのような連携を図り施策を実施するのか附則等で具体的に示すべきである。	<p>その他の関係者の範囲として、獣医師会、事業者、県又は市町村の福祉部局等を想定しており、今後、関係機関との会議等で周知等を図ることとしています。</p> <p>また、連携については、個別事案ごとに関係機関等と調整しながら行っているところですが、法に基づき策定する「沖縄県動物愛護管理推進計画」の中でも、各主体の役割や、連携にあたっての目標、具体的な施策の展開等を示しています。</p>
その他の関係者にペットショップやブリーダー、教育機関を入れるべきである。	
愛護管理員、警察、学校、市町村、動物愛護団体で情報の交換や話し合いを行い虐待などを防止すべきである。	
県は、施策を市町村等と連携して実施することになっているが、県及び市町村等は施策の実施状況の結果を県民に対して定期的に報告する内容の文言を付加すべきである。	
現状と現場に基づいた施策の実施が行われるようにすべきである。	県では、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進する活動計画として、「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」を策定しています。同実施計画においては、譲渡可能な犬猫の殺処分件数を成果指標とし、主な取組を活動指標として進捗等を毎年公表しています。
	また、具体的な施策については、法に基づき県が策定する「沖縄県動物愛護管理推進計画」において示しており、その達成状況や国の基本指針等を踏まえた見直しを行い、見直し後の計画を公表しているところです。
	現計画は令和7年度を目途に達成状況等の評価を行い必要な見直しを行うこととしており、評価等の公表方法についてはご意見を踏まえ今後見直していきたいと考えています。
	頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
第9条(指導及び助言)について(3件)	
「助言及び指導」の順ではないか。	本条例では法の規定に合わせて「指導及び助言」としています。
第9条の対象範囲を限定的に規定すべきである。	ご意見を踏まえ、条文中で「第9条から前条までの規定」とし、対象範囲を明確にするよう修正しています。
条文の削除を求める。	条例の施行に必要な場合に、事態の早期段階における指導又は助言が可能となり、事態把握のための報告徴収及び立入検査の規定と合わせて、より効果的に事態の改善を図ることができると考えています。
第10条(愛護動物の飼い主等の遵守事項等)について(135件)	
第10条全体について	
犬の係留の解除の禁止や犬による侵害時の措置についても条例に定めて欲しい。	<p>ご提案の内容については、条例に規定する遵守事項のほか、法、狂犬病予防法、各市町村の飼い犬条例等に定めがあることから、引き続き市町村等の関係機関とも連携し対応してまいります。</p>
●リードの義務化●ひとり勝手散歩をしている犬を頻繁に見かけます。行政が飼い主へ指導をするなどの対策を講じてください。●首輪、名札、鑑札の装着義務●マイクロチップの装着は義務、以上を明記すべきである。	
犬の飼い主は狂犬病の予防接種を必ず行うよう、県の条例でも強く定めて欲しい。	
不妊手術やマイクロチップの装着も義務付けられているが、飼い主の判断や責任に任せるべきだ。	動物の所有者又は占有者については、命あるものである動物の適正な飼養及び保管に責任を負う義務があることから、不妊去勢手術等の繁殖制限措置及びマイクロチップ装着等の所有者明示措置を遵守事項として規定しています。
第10条第1項第1号について	
愛護動物の飼養時に公園その他の公共の場所などが汚損や損壊しないように定めて欲しい。	所有者又は占有者の遵守事項として、「その愛護動物が道路、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、若しくは占有する土地又は物件を汚損し、又は損壊しないよう必要な措置を講ずること。」と規定しています。
第10条第1項第2号について	

	猫が脱走ただけで抹殺対象にするべきでない。	愛護動物の所有者等の遵守事項を定めたものであり、脱走した猫を捕獲等し収容する規定ではありません。
	猫の逸走防止に必要な措置を講じていないことについて罰則を設けるべきでない。	本条例では、特定動物に係る事故発生時の通報や講じた措置の届出、立入検査の実効性を確保するために罰則を設けていますが、本規定違反に対する直罰規定は設けていません。
	犬をノーリードで遊ばせないよう施設管理者と連携して対応して欲しい。	頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
第10条第1項第3号について		
	「繁殖に関する適切な措置を講ずる事」の部分で、「避妊、去勢手術を行うように努める。」とすべきである。	本規定では犬猫以外の愛護動物も対象としていることから、雌雄の分別飼育も「繁殖に関する適切な措置」に含める必要があります。
	「ブリーダー以外は避妊去勢手術を必須とする。」とすべきである。	ご意見を踏まえ、占有者においても、不妊去勢手術や雌雄の分別飼育等の繁殖に関する適切な処置を講ずるよう修正します。
第10条第1項第4号について		
	動物何頭に対して、お世話する(できる)人間が何人という基準を設けるべきである。	適切に飼養できる頭数には個人差があるため、一律に基準を設けるのではなく、適切な管理が可能となる範囲内での飼養を求めています。
第10条第1項第5号について		
	マイクロチップ装着を飼い主の責務にすべきである。	条例では、犬又は猫の所有者が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として、所有者によるマイクロチップ等の装着を求めています。
	大賛成です。必須にすべきである。	
	野良犬・野良猫にマイクロチップ装着を促す事が出来ないため反対である。	当該規定は所有者又は占有者を確知することができない犬又は猫が増えないよう、犬又は猫の所有者の遵守事項として、その犬又は猫に自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を求めています。
第10条第2項について		
	第10条第2項に賛成である。	猫の放し飼い等、猫の屋外での飼育又は保管は、糞尿、悪臭、野生動物の捕食、予期せぬ繁殖による多頭飼育等の不適正飼養や所有者又は占有者を確知することができない猫の増加等に繋がる可能性があります。 また、生活環境及び自然環境の保全の観点に加え、交通事故によるケガや負傷、疾病等への感染等、猫の安全や健康の観点からも、猫の所有者又は占有者の遵守事項として施設内での飼養を求めることとしています。 なお、本規定は、飼養施設外にいる猫について、駆除対象とする趣旨で設けるものではありません。
	猫に関しては適正飼育として室内飼育の徹底は必須とすべきである。	
	第10条第2項に反対である。	
	交通事故や病気になるリスク、野生動物の捕食、不妊去勢手術を行っていない猫が妊娠・出産し遺棄や多頭飼育崩壊に繋がる可能性があるため、猫の室内飼育を義務規定にすべきである。	
	飼い猫の室内飼育は進めるべきだが、室内猫と外猫の命の重さに変わりはなく、差別的な考えがあってはならないから反対である。	
	家の中で飼えない猫がいる。外に出ている飼い猫もいるため反対である。	
	猫の室内飼育は必要だが、「室内飼いでマイクロチップを装着している猫が飼い猫、それ以外は駆除すべき外猫」として、外に出ている猫全てが駆除の対象と拡大解釈される可能性があるため反対である。	
	室内飼いはあくまでも推奨であり「外にいる猫が飼い主のいない猫ではない」ということを明記すべきである。	

猫の室内飼養の普及啓発や指導を行うべきである。	<p>条例第6条では、普及啓発について、「県は動物の愛護及び適正な飼養に関し、普及啓発を図る」としており、猫の室内飼養についても普及啓発を実施してまいります。</p> <p>なお、県では、県全域を対象として実施している一生うちの子プロジェクト等とおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、猫の遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいるところです。</p>	
地域猫活動を推進し、飼い主に対する啓発と支援を充実させ、室内飼育の普及を促進していく方が効果的と考える。		
猫をこの世から消滅させる事が目的であるように感じるため、もっと時間をかけ人道的な対策を提案して欲しい。		
飼い主のいない猫に関わっている保護団体まで室内飼いの対象とすべきではない。		
飼い猫の室内飼いに理解はするが、TNRされた猫や地域猫まで室内飼いと誤解をあたえ、保護活動の妨げになる可能性があるため反対である。		
外猫が全ていなくなるとネズミや害虫が大量発生し、感染症などで県民の健康を害する恐れがあるため、猫と自然環境の保全上の支障を安易に結びつけるような言葉は削除すべきである。		<p>猫の放し飼い等、猫の飼養施設外での飼養又は保管は、悪臭・鳴き声等による周辺的生活環境の悪化、交通事故による死亡・負傷、トキソプラズマ等の感染症の媒介、ノミ・ダニによる咬傷等の問題があることから、猫の飼養施設での飼養又は保管を規定しています。</p> <p>また、自然環境の保全上の支障については、猫が希少種を捕食していることが確認されているため、悪臭等の生活環境及び自然環境の保全上の支障を並記し、県全域における問題として捉えています。</p>
猫の影響は特定の地域に限定されており、他の地域からの流入が限定的であることから、自然環境保全上の支障は県全体に当てはまらなると考える。そのため、自然保全上の支障と猫とを関連づける言葉を削除すべきである。		
家庭内飼育の方が飼養施設よりも、猫にとって安全で快適な環境であることが多いため、飼養施設での飼育に反対である。	本規定は、猫の健康及び安全を保持し、並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせないことを目的としており、飼養施設には家屋内も含んでいます。	
室内飼いを義務付けるのであれば、不動産業界にペット可の物件を増やすよう要請すべきである。	頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
第11条(多数の犬又は猫の飼養等の届出)及び第12条(変更等の届出)について(9件)		
10以上となると届け出を義務付けている根拠を示すべきである。	<p>平成25年の環境省通知において、勧告・命令の対象となる多数の動物の飼養又は保管の頭数が概ね10頭以上とされていたこと等から、10頭としています。</p> <p>飼育頭数を直接制限することについては、飼い主の経済状況等により適切に飼育できる頭数が異なるため、飼い主の遵守事項として、適切な管理が可能な範囲での飼育を求める規定を設けています。</p> <p>なお、施設の規模等により管理方法も異なる事が想定されるため詳細な基準は規定していません。</p> <p>本規定は、動物の健康及び安全の保持並びに動物による生活環境の悪化防止等の観点から、多頭飼養に関する情報を早期に把握し、必要な指導・助言等をするためのものであり、過去3年間の多頭飼養に係る県による指導・助言事例の大半が犬猫に関するものであったことから、犬猫を対象としています。</p> <p>規則において、不妊去勢手術の有無や雌雄の別を届出事項とすることを検討しています。</p> <p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	
原則、多頭飼育の禁止を明確にした上で、適正飼育が可能であると判断できる場合のみ許可をするべきである。		
施設や管理方法について詳細な基準を規定すべきである。		
軍鶏等、犬猫以外の愛護動物も多頭飼養の届出の対象とすべきである。		
不妊手術状況についても報告の必要がある。		
郵送やメール等での届け出もできるようにすべきである。		
第13条(飼い主のいない猫への給餌等)について(2,146件)		
給餌・給水を禁止する目的を明確にすべきである。	<p>「野良猫が衰弱・餓死する。」、「野良猫への差別や駆除が広がる。」、「ゴミなどを漁り地域環境が悪化する。」等の理由により「人と動物と共存する社会に反する」ため第13条に反対である。</p>	
猫の糞尿被害で困っていることから、原則、給餌給水を禁止すべきである。		
「野良猫が衰弱・餓死する。」、「野良猫への差別や駆除が広がる。」、「ゴミなどを漁り地域環境が悪化する。」等の理由により「人と動物と共存する社会に反する」ため第13条に反対である。		

「飼い主のいない猫が増えたのは人間や行政の責任である」「猫の尊厳を守る」「人間の命も猫の命も同じである」「時代遅れである」「過酷な環境で生きている猫が餓死してしまう」「野良猫がゴミを漁ったり、動物を襲わないのは給餌・給水をしているから」等の理由から、給餌・給水を禁止する第13条に反対である。
給餌・給水を禁止すると地域猫活動やTNR等の飼い主のいない猫の保護活動ができなくなるため反対である。
「注意喚起で十分である」「自己判断で行うべきである」等の理由により第13条に反対である。
「動物愛護精神に反する」「動物福祉に反する」「人と動物の共生する社会に反する」「動物虐待である」等の理由から給餌・給水を禁止する第13条に反対である。
給餌給水は原則可とすべきである。
第13条に反対である。
飼い主の責務として飼い猫に対し不妊去勢手術の実施、適正飼育の徹底等を行わせ、飼い主のいない猫が増えない対策をすべきである。
県の定める方法を明確にすべきである。
「県又は市町村が定める方法によらず」という規定は不明確であり、全ての市町村の規定を遵守しなければならないと解されるのではないか。
不妊去勢手術の実施や周囲の環境への配慮など一定のルールは必要であるが、原則禁止としてしまうと適正に行われていた地域猫活動やTNR活動にも支障を生じる可能性があるため、原則餌やりOKとしてルールを守ることを条件とすべきである。
「県又は市町村が定める方法に従うよう努めるべきである」、「継続して給餌を目的とする行為を行う者は、猫の繁殖を防止すること、並びにその行為を行う周辺地域の生活環境を損なわないようにすること及び住民等の理解を得ることに努めなければならない。」と禁止ではなく、指定の方法で給餌等に努めるような記載に変更すべきである。
飼い主のいない猫への給餌マニュアルの拡散や普及に力を入れ、第13条は「県の定める方法、マニュアルに則り給餌又は給水(以下「給餌等」という。))を行っても良い」とすべきである。
地域猫の登録制やガイドラインなど地域猫の管理体制を確立した上で条例を制定すべきである。
「県又は市町村によって定められたルールに乗っ取り給餌等を行うこと」、「給餌等を行う場合には県または市町村が定める方法による。」、「県又は市町村が定める方法で、給餌等を行う。」等と給餌等を肯定する表現にすべきである。
「無断で私有地での給餌を行わない」「必ず猫が食べ終わるまで見守り餌、皿等の回収をすること」「給餌等は、毎日同じ時間・同じ場所で行う」、「必ず清掃を実施する」、「去勢避妊手術を必ず受けさせる」「地域で定められた人が責任を持って行う」「給餌等は近隣住民に配慮をし、環境美化に努めること」「トイレの設置し糞尿掃除をする」「与える餌はキャットフードなど猫の体にあつた餌を与える」等をルールとすべきである。

ご意見を踏まえ、給餌等の方法を条文に明記することとしました。  
また、県民に条例の内容を正しく理解してもらうため、施行に際し一定の周知期間を設け、条例の内容や条文の趣旨について公表するとともに、チラシ・パンフレットの配布や説明会の開催等を行っていくこととしております。  
所有者又は占有者が適正飼養を行うことで、所有者又は占有者を確知することができない猫は減っていくものと考えていますが、現在、県では地域猫活動について、「沖縄県動物愛護管理推進計画」で目標値を定め、不妊去勢手術の支援等を行っているほか、地域猫活動に繋がるTNR活動に対し、市町村やボランティア団体と連携して試験的に支援を行っているところです。

<p>「繁殖に関して適切な措置を講じ、給餌している猫の頭数を把握し、給餌場の衛生管理を行っている場合を除く」、「地域猫の餌やりは、各自治体に確認の上、正しい方法で行うこと」、「飼い主のいない猫については、TNRや地域猫活動などで避妊去勢手術を行い、適切な管理の元での給餌、給水を行うこと」、「TNRを目的として給餌給水、保護を目的とした給餌給水、去勢避妊を終えており地域猫として認知されている猫に対する給餌給水は除く」、「各市町村で、保護猫、地域猫として登録をしてある場合を除く」、等とし、地域猫活動等の保護活動の妨げにならないようにすべきである。</p>	
<p>給餌・給水の禁止から地域猫、TNRを外すか、保護目的以外の給餌・給水のみ禁止すべきである。</p>	
<p>条例にある自然保全上の支障と猫とを関連づける言葉を削除すべきである。</p>	
<p>各市町村で条例が異なることにより認識に相違がでて混乱するため、県条例で全県的に統一すべきである。</p>	
<p>市町村でルールを制定するべきである。</p>	
<p>「多頭飼養者への規制強化」、「生体販売の禁止」、「遺棄の規制強化」等により、飼い主のいない猫が増えない対策をすべきである。</p>	<p>多頭飼養については、本条例で届出制度を設け、その情報を早期に把握し、必要な指導・助言等を行っていくこととしています。また、遺棄の禁止については、法に規定があることから法に基づき対応していくこととしています。          なお、生体販売については、法で認められた事業であることや、事業者の経済的自由を制限することになること等の観点から、慎重に検討する必要があると考えています。</p>
<p>環境に配慮する趣旨を具体的に示すべきである。</p>	<p>給餌等に係る規定については修正を行い、生活環境の保全上の支障を生じさせないことを明記しています。</p>
<p>地域猫について届出制、許可制等にすべきである。</p>	<p>県では「「沖縄県飼い主のいない猫対策」マニュアル」を策定し、同マニュアルに基づき選定したモデル地区について地域猫活動を支援する制度を設けています。</p>
<p>県が定める給餌・給水の方法を(特定動物が逸走した場合の措置)でなく、具体的に表示すべきである。</p>	<p>「(特定動物が逸走した場合の措置)」については、次条のみだしを記載しているものです。</p>
<p>(特定動物が逸走した場合の措置)について誤解を与える文章のため削除すべきである。</p>	
<p>「住民の環境悪化」と「希少種の補食等」の解決になるという根拠を示して欲しい。</p>	<p>所有者又は占有者を確知することができない猫については、給餌等を行った後速やかに飼料等を回収するなど周辺の生活環境に支障を生じさせないように行うことで、生活環境の改善等の問題解決に繋がると考えております。</p>
<p>人間が原因で増えた猫に給餌・給水をすると罪になる第13条に反対である。</p>	<p>本規定は周辺環境に配慮して行われる適切な給餌等を禁止するものではありません。</p>
<p>飼い主のいない猫への給餌・給水の方法について関係者の意見を聞くべきである。</p>	<p>県では、条例案の作成や「沖縄県動物愛護管理推進計画」の改定を行う際には、専門家、動物取扱業者、動物愛護団体等の様々な関係者で構成する動物愛護管理推進計画懇話会を開催し意見を聴取するほか、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴取しています。</p>
<p>飼い主のいない猫への給餌・給水の方法について関係団体・個人との意見交換会等を行うべきである。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>飼い主のいない猫問題を根本的に解決するための行政、関係機関、県民の責務を条例に入れて欲しい。</p>	<p>所有者又は占有者を確知することができない猫への対応等、動物の愛護及び適正飼養に関する取組については、県、関係機関、県民等が連携して取り組むことが重要であることから、条例第8条で市町村等との連携規定を設けているところです。</p> <p>また、猫の所有者又は占有者の遵守事項として、条例第9条で繁殖制限措置によるみだりな繁殖の防止、飼養施設での飼養又は保管を定めており、これらを徹底することで、所有者又は占有者を確知することができない猫の減少につながるものと考えています。</p> <p>なお、所有者又は占有者を確知することができない猫については、個別事案ごとに関係機関等と連携・調整しながら猫と共生ができる地域づくりへの支援を行っているところですが、法に基づき策定する「沖縄県動物愛護管理推進計画」の中でも、各主体の役割や、連携に加え、地域猫モデル地区数といった目標、地域猫活動への技術的な支援等の具体的な施策の展開等を示しています。</p>
<p>外の過酷な環境で暮らす猫を駆除すべきではなく、外で暮らす猫との共生を考えるべきである。</p>	<p>本規定は、所有者又は占有者を確知することができない猫に対する給餌又は給水について、適切な方法で行うことを求める趣旨で設けたものですが、県民に条例の内容を正しく理解してもらうため、施行に際し一定の周知期間を設け、条例の内容や条文の趣旨について公表するとともに、チラシ・パンフレットの配布や説明会の開催等を行っていくこととしております。</p>
<p>餌やりのルーやマナーを守って人と動物が共生できる社会を目指すべきである。</p>	
<p>避妊去勢手術、TNR又は地域猫活動に取り組み猫と共生する社会を目指すべきである。</p>	
<p>猫が人間の優しさに触れ幸せを感じる地域、社会をつくるべきである。</p>	
<p>犬猫の所有者に対する「管理」のみを記したものであり、行政からの一方的な通達のスタイルとなっています。他都道府県の条例を参考にし地域猫や地域と共存する動物に関する条項や条例を並行して出して欲しい。</p>	
<p>餌やりの一切の禁止と誤った解釈により、地域猫活動等の保護活動の妨害に繋がる可能性がある。</p>	
<p>給餌・給水が禁止だと誤解されないように周知を行うべきである。</p>	
<p>給餌・給水の禁止ではなく「飼い主としての責任や知識」「野良猫に餌やりをする際のルール等の知識」「猫の遺棄が周辺環境や自然環境に与える影響」等の普及啓発を行うべきである。</p>	
<p>県で適切な給餌・給水方法のルールやマナーをガイドライン等で定め周知するべきである。</p>	
<p>保護施設の設置、飼い主のいない猫の不妊去勢手術又は愛護団体への補助を行うべきである。また、財源の確保のため、寄附やクラウドファンディング等を活用すべきである。</p>	<p>県では、令和4年10月に「ハピアニおきなわ(沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟)」を本格稼働させ、収容した犬及び猫について、可能な限り収容期間を延長し譲渡に努めるとともに、県から譲渡する犬及び猫については、不妊去勢手術、混合ワクチン接種及びマイクロチップ装着を行っています。</p> <p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>飼い主のいない猫を保護し、猫たちの健康管理や衛生管理を行う人材を確保した上で、保護シェルター、保護猫カフェ等の取組により譲渡に繋げる取組を行うべきである。</p>	
<p>衰弱した動物を見つけた時のホットラインを整備すべきである。</p>	<p>動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所で随時相談は受け付けていますが、引き続き関係機関と連携を図りながら対応してまいります。</p>
<p>他県や他国の前例も踏まえ、猫を含む野生動物と少しでも共存できる社会づくりをすべきである。</p>	<p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>国外、他県等の取組を参考にし人と動物の共生する社会を目指すべきである。</p>	
<p>地域猫活動等は市町村単位で行う方がふさわしいと考える。</p>	
<p>給餌給水の禁止ではなく県民に「命の尊さ」を教える事が大事である。</p>	
<p>第14条(特定動物が逸走した場合の措置)及び第15条(事故の届出)について(3件)</p>	

	ペットである愛護動物すべてに共通することであり愛護動物についても逸走時や事故発生時の届出の対象にすべきである。	本条例では県民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、法で人の生命等に危害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物について、特に逸走時の通報や事故の届出を義務として規定しています。
	特定動物に関してのみ規定していることを説明すべきである。	
	災害時の措置について規定することを検討して欲しい。	災害時の対応については、条例等で規定するのではなく、マニュアル等による対応を検討してまいります。
第16条(報告の徴収)について(1件)		
	報告の徴収に係る規定に違反した場合の罰則等は不要と判断したのか。	ご意見のとおり、報告拒否や虚偽報告に対する罰則は設けておりません。
第17条(立入検査)について(3件)		
	裁判所の令状なしに強制執行権を行使することを可能にする条文の削除を求める。	条例の適正な施行を確保するために認められた行政権限としての立入検査に関する規定であり、犯罪捜査の刑事手続とは異なるものです。
	「関係者」のみでなく、「本人や関係者」にすべきである。	本条の関係者には、動物の所有者又は占有者等の飼育者本人も含まれております。
	立ち入り検査前には、事前に相談や話し合いを行うべきである。	相談や話し合いによる解決が難しい場合等に立入検査を行うことを想定しています。
第18条(動物愛護管理員)について(1件)		
	動物愛護推進員として任務の中身を明確にし、県民の動物愛護精神を育む必要がある。	「動物愛護管理員」の行う事務は、法第37条の2において、動物取扱業の監視・指導、犬及び猫の引取り・譲渡し等、啓発活動等と規定されています。また、「動物愛護推進員」の事務については法第38条に、動物の愛護及び適正な飼養について住民の理解を深めること、犬、猫等の動物の所有者等への譲渡のあっせんの支援等と規定されています。
第19条(市町村への協力)について(2件)		
	県が市町村に対して積極的に関与して、飼い主のいない犬及び猫の終生飼養の義務付けを求めるべきである。	所有する動物を終生飼養するよう努めること、及び所有者の責任において次の飼い主を探すことについて条例第5条で規定しております。所有者の責務については、市町村等と連携し普及啓発を図っていきます。
第20条(規則への委任)について(1件)		
	規則に権利義務に関する規定が含まれる場合、第20条で包括的に示すのではなく、個々の条文で規則への委任について明記すべきである。	本条は、本条例で規定されていない事項について、必要がある場合は規則に定める旨を規定したものでありますが、権利義務に関する事項については、各条で規則による委任を規定しています。
第21条(市町村条例との関係)について(3件)		
	市町村条例で必要な規定を定めることを妨げない一方で、第13条では県又は市町村が定める方法によらずとしているのは矛盾している。	本規定は、本条例が地域の実情に応じて市町村で独自の規制をかけることを妨げない、標準規制としての位置づけであることを明文化したものです。 なお、条例第13条については修正し、所有者又は占有者を確知することができない猫に対する給餌又は給水について、条文に記載した方法で行うよう規定することとします。
	市町村が積極的に適正飼養条例を制定できるよう県が規則などで県内の動物愛護を牽引して欲しい。	市町村に対する協力の内容については、地域の実情に応じて様々であり、個別具体的な事項となることから、条例や規則で規定するものではないと考えています。 なお、県としては、条例第19条に市町村との協力に関する規定を設けており、会議や施行通知等により積極的に県が協力しながら市町村の取組を促していきたいと考えています。

第22条(罰則)、第23条(両罰規定)及び第24条(過料)について(2件)		
	10万円以上にするなど、厳しい金額設定にするべきである。	罰則規定については、地方自治法の規定や、沖縄県その他条例及び他都道府県の状況を勘案し設定しています。
	通報、届出、検査、陳述等は行政の調査機関が関与すれば解決可能な事務手続きの範囲の問題で、罰金に処すべきではない。	本条例では、県民の身体又は財産を侵害するおそれがある特定動物の逸走や、立入検査拒否という悪質性の高いものについて、条例の規定に基づく措置の実効性を確保する必要があることから、罰則規定を設けています。
その他(闘鶏等)(116件)		
	動物を戦わせる行為(闘犬、闘鶏、闘牛)を禁止する規定を設けてほしい。	本条例は、法を補完し、総合的に動物の愛護及び管理に関する施策を推進することを目的として制定するものであり、虐待の禁止など法に規定がある行為については、法に基づき対応することとしています。 なお、県としては虐待及び遺棄を重要な課題と捉えており、その防止に向けた普及啓発等を協力を推し進める必要があることから、本条例では、第1条及び第6条で「虐待及び遺棄の防止」を明記しています。
	動物を虐待するような不適正な飼育に対して罰則を科すべきである。	
	闘犬、闘鶏、アヒル取り競争等の取締を強化する規定を設けるべきである。	
その他(条例全体)(14件)		
	条例の周知方法について。	県民の皆様は条例の内容を正しく理解してもらうため、条例の内容や趣旨について県ホームページでの公表やチラシ・パンフレットの配布等を行い、周知を図ってまいります。
	各市町村に犬や猫の担当課をおき対応すべきである。	引き続き、市町村の担当課と連携して動物愛護管理に関する施策を推進してまいります。
	ペットが外来種である以上、すべての動物種が潜在的に問題になりうるという意識を持てる条例であって欲しい。	愛護動物の所有者又は占有者については、第9条第1項第2号の規定を設け逸走を防止するために必要な措置を講ずることとしています。 また、遺棄等されたペットが野生化してしまうと自然環境の保全上支障となる可能性があることを踏まえ、動物の遺棄の防止や、動物の適正飼養について普及啓発を図ってまいります。 なお、動物の虐待及び遺棄の禁止については法で規定されていることから、条例案において具体的な規定は設けていませんが、重要な施策の一つとして普及啓発を図っていくこととしています。
	悪徳ブリーダーや、ただ可愛いから飼っていたら増えすぎて飼育崩壊、動画投稿サイトへの動物虐待映像配信などの問題に対応出来ない。	法及び条例の規定により対応していきます。
	現在、愛玩動物を飼養している所有者に対して暫定措置を設けたうえで、県下における愛玩動物の所有及び飼育を禁止すべきである。	動物の所有に対する制限については、財産権の制限にあたる可能性があることから慎重に検討する必要があります。
	やんばると他の地域では前提条件が異なるため「適用除外」の規定を設けるべきである。	地域の実情に応じ、市町村において独自の規制を検討する場合もあると考えており、本条例では第20条を設け、それを妨げないことを明示しています。
	条例に反対である。	本県では、「多頭飼育崩壊」、「不適切な飼養管理」及び「飼育動物による野生動物の捕食」等の問題があり、これらに対応するため法を補完する条例を制定し、総合的に動物の愛護及び管理に関する施策を推進していくうえで必要と考えています。
	殺処分の方法を獣医師の処置による痛みのない安楽死に限るべきである。	頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
	不要な苦痛を与えられる動物がなくなるよう、そして他の生物を思いやることを通して、子どもたちの教育として大切なメッセージとなることを切に願います。	
	行方不明や保護していますというポスターを県で制作しその場で飼い主に渡して欲しい。	
	新しい種類のペットへの対策をペットショップと連携して対応して欲しい。	

	ご意見の趣旨	ご意見に対する県の考え方
第1条(目的)について(12件)		
	<p>「動物たちが心身共に健康で安全な生活を送ることができるよう」と規定すべきである。</p> <p>1 条例の目的内に、「動物の健康及び安全の保持」を入れるべきである。「動物の健康及び安全の保持」は、法律、他の都道府県市区町村の条例内においても広く謳われている。</p> <p>2 「動物の虐待及び遺棄のない」ことは、大目的である「人と動物の共生する社会の実現に資すること」と同列に繋がらない。「動物の虐待及び遺棄の防止」は重要項目であるが、「動物の健康及び安全の保持」及び「身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止」に含まれることから、特出しせず、記述を削除する。(条例内に強調して盛り込む)</p> <p>3 「県民の動物の愛護に関する意識の高揚」は、小目的の最後に示す。</p> <p>人と動物の共生する社会の実現ができる仕組みを目指すべきである。</p> <p>人と動物が信頼と相互生命を尊重するという項目がなく、法の重要な趣旨・意義が見当たらない。</p> <p>動物の愛護及び管理に殺処分が含まれないとするならば、本文に「殺処分を前提としない」旨を明確に記載するべきである。</p> <p>目的規定において「動物の遺棄及び虐待」を明記しているのは、特に強調して取り組むということか。</p> <p>目的規定における「自然環境の保全」とは、「遺棄された動物の野生化による生態系への影響の発生を防止する」ことを指しており、その目的に沿って飼い主の遵守事項を定めているのか。</p> <p>県外から県内の飼養されている犬猫に寄付をしている人もいるため、県外の寄付者も所有者に含むべきである。</p> <p>第1条で「動物の所有者」の責務に限定しているのは、「占有者」を積極的に排除する趣旨とも読めるが「飼い主」の定義規定には占有者が含まれており、矛盾がみられる。</p>	<p>本県では、「飼い主等の許容範囲を超えた多頭飼育」、「不適切な飼養管理」及び「飼育動物による野生動物の捕食」等の問題があり、これらに対応するため「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)」を補完する条例を制定し、総合的に動物の愛護及び管理に関する施策を推進し、人と動物が共生する社会を実現していきたいと考えています。</p> <p>「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)」は、県、県民及び動物の所有者の責務を明らかにすること等により、県民の動物の愛護に関する意識の高揚を図り、動物の虐待及び遺棄を防止する等とともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することで、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的としています。</p> <p>なお、条例で用いられる文言の意味、解釈等は法と同一としており、動物の愛護には、遺棄及び虐待の防止、動物の適正な取扱い、動物の健康及び安全の保持等が含まれています。</p> <p>県が引き取り又は収容した犬猫等の取扱いについては、殺処分がなくなることを目指すという法にも規定された理念のもと、条例第7条において、施策を講ずると規定しています。</p> <p>動物の虐待及び遺棄の禁止については法で規定されており、法による対応が可能であることから、条例において具体的な規定は設けていませんが、重要な施策の一つとして普及啓発を図っていくこととしています。</p> <p>県としては、動物の遺棄や、放し飼い、逸走を防止することが、生活環境や自然環境を保全する上で重要であると考えているため、愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項に係る規定を設けています。</p> <p>寄付者については、その動物を直接飼養する者ではないため、所有者には該当しないと考えています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「飼い主」の定義規定を削除し、規定の内容に応じ「所有者」又は「所有者又は占有者」を用いることとします。</p>
第2条(定義)について(5件)		
	<p>「動物の愛護及び管理」についても定義すべきである。</p> <p>「適正な飼養管理」についても定義すべきである。</p> <p>希少種・固有種等を含めた野生動物の保護の観点から「適正飼育」を規定して欲しい。</p>	<p>本条例は法を補完し、総合的に動物の愛護及び管理に関する施策を推進することを目的とするものであり、条例で用いられる文言の意味、解釈等は法と同一としています。</p> <p>「動物の愛護」については、法の目的の中で、動物の愛護に関する事項として、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等が示されており、「動物の管理」についても、法の中の関係規定で、その方法が示されています。</p> <p>また、「動物の適正な飼養及び管理」については、法第7条で動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、動物をその種類、修正等に応じて適正に飼養し、又は保管するなど、これらを確保するための動物の所有者等の責務について定められており、さらに、同法に基づく告示において動物の適正な取扱いに関する基準等が対象となる動物ごとに定められています。</p> <p>なお、適正飼養に関し、同告示に所有者又は占有者の遵守事項や努力義務として定められていますが、本条例では義務とするなど、法と異なる事項を県民に求めるものについては条文として規定しています。</p>

	所有者及び占有者と同様の責任を持たせるため、飼い主のいない猫に無責任な餌やりをする人を定義するべきである。	飼い主のいない猫に給餌等をする者は、必ずしも当該猫を所有又は占有する者には当たらないことから、条文では「所有者又は占有者を確知することができない猫に給餌等を行う者」と規定し、給餌等を行う場合の方法を定めることとしています。
	動物について「哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものに限る。」のように補足して欲しい。	本条例は法を補完するものであり、法でいう動物と同様、条例においても純粋な野生状態の下にある動物を除いた人とかかわりのあるものとしています。
第3条(県の責務)について(3件)		
	本条例(案)及び県が推進する「一生うちの子プロジェクト」では、飼育等を専ら飼い主への責務を求めているが、飼い主のいない犬及び猫の命が終えるまで適正に飼養することを県の責務に加えるべきである。	所有者又は占有者を確知することができない犬又は猫を増やさないためには、所有者又は占有者による適正飼養が重要であることから、本条例で所有者又は占有者の遵守事項を規定しています。 所有者又は占有者が適正飼養を行うことで、所有者又は占有者を確知することができない猫は減っていくものと考えていますが、現在、県では地域猫活動について、「沖縄県動物愛護管理推進計画」で目標値を定め、不妊去勢手術の支援等を行っているほか、地域猫活動に繋がるTNR活動に対し、市町村やボランティア団体と連携して試験的に支援を行っているところです。
	県は特定の業者、団体だけの意見ではなく、専門家、保護団体、一般市民など幅広く意見を取り入れた施策を策定し、実施することを明記すべきである。	県では、法に基づき「沖縄県動物愛護管理推進計画」を策定し具体的な施策等を定めており、同計画の策定や改訂に当たっては、専門家、動物取扱業者、動物愛護団体等の様々な関係者で構成する動物愛護管理推進計画懇話会を開催し意見を聴取するほか、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴取しています。 また、条例第3条において、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に策定し実施することを県の責務として定めています。
第4条(県民の責務)について(1件)		
	施策の内容を具体的に示すべきである。	県では、法に基づき「沖縄県動物愛護管理推進計画」を策定し具体的な施策等を定めており、同計画の策定や改訂に当たっては、専門家、動物取扱業者、動物愛護団体等の様々な関係者で構成する動物愛護管理推進計画懇話会を開催し意見を聴取するほか、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴取しています。
第5条(動物の所有者の責務)について(9件)		
	責務規定に占有者もいれるべきである。	条例では、「所有者」は専ら動物をペットとして飼養する者、「占有者」は動物を一時保護する者等と想定しており、終生飼養の責務については、一時的に当該動物の飼養を行う占有者を除外し、所有者のみに求めることとしています。
	沖縄県に届け出た民間団体・個人が管理するTNRされた猫も本条の所有者に含むべきである。	条例では、「所有者」は専ら動物をペットとして飼養する者、「占有者」は動物を一時保護する者等と想定しており、地域猫活動等で給餌等を行う者は必ずしもどちらかに該当するものではありません。 TNRされた猫については、「所有者又は占有者を確知することができない猫」として、給餌等を行う者に対し、適切な方法による給餌等を求めることとしています。
	適正飼養の内容について明記するべきである。	法で「動物の適正な飼養及び管理」を確保するための動物の所有者等の責務について定めがあり、さらに、法に基づく動物の適正な取扱いに関する基準等が対象となる動物ごとに定められていることから、適正飼養の内容について条例では明記していません。
	適正飼養及び譲渡を義務にすべきである。	動物愛護の観点から、所有者は、飼養する動物について、その命を終えるまで責任を持って飼養することが必要であるため、本条例では、所有者の責務として、所有する動物を終生飼養するよう努めることを規定しています。
	所有者が譲渡先を探す取組を県が支援すべきである。	また、所有者がやむを得ない事情により、その飼養する動物の終生飼養が困難となった場合は、所有者の責任において次の飼い主を探すことについても、所有者の責務としています。
	飼い主が責任をもって命を終えるまで飼い続ける覚悟を持つことを徹底して欲しい。	

<p>軍鶏等の家畜といった、犬猫以外の愛護動物についても条例で保護し生命、生活環境を保護すべきである。</p>	<p>なお、終生飼養を所有者に強いることがかえって不適切な飼養を招くこともありうるため、本条例では終生飼養を所有者の義務とはせず努力義務としているところです。</p>
<p>第6条(普及啓発等)について(5件)</p>	
<p>自己の所有に係るものであることを明らかにするために講ずる措置について、占有者も含んで必要な支援を行うべきである。</p>	<p>動物の占有者は一時的に当該動物の飼養を行うものであることから、終生飼養や所有者明示措置の責務については、動物の所有者のみに求めることとしています。</p>
<p>所有者明示措置の支援は、愛護動物に限らず全ての動物の所有者が対象となるのか。</p>	<p>愛護動物に限らず全ての動物の所有者に対し、必要な支援を行うこととしています。</p>
<p>猫がどれだけ繁殖能力を持っているかを説明し、飼い主の飼育能力を超えないための不妊手術の推進をすべきである。</p>	<p>「人と動物の共生する社会の実現」のため、適正飼養に関する普及啓発は重要であることから、引き続き、県が実施している一生涯の子プロジェクト等とおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等に取り組んでいきます。</p>
<p>飼い主への適正飼育の指導を強く求めるべきである。</p>	
<p>県出身の動物愛護家の方に適正飼養の普及啓発、県内外に譲渡対象の動物や希少種の保護活動を広報してはどうか。</p>	<p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>第7条(動物の返還及び譲渡しの推進等)について(12件)</p>	
<p>「殺処分がなくなること」を「殺処分廃止」に改めるべきである。</p>	<p>本条文は、県が引き取りまたは収容した犬猫等について、殺処分がなくなることを目指すという法にも規定された理念のもと、県としても引き続き返還や譲渡の推進に努めていく旨を規定したものです。</p>
<p>殺処分がなくなることを目指すために、ペットショップでの生体販売禁止すべきである。</p>	<p>殺処分がなくなるためには、飼い主の意識向上が重要であることから、飼い主に対する適正飼養の普及啓発を行ってまいります。 ペットショップによる生体販売については、法で認められた事業であることや、事業者の経済的自由を制限することになること等の観点から、慎重に検討する必要があると考えています。</p>
<p>殺処分ゼロを達成して欲しい。</p>	<p>県は、法に基づき策定した「沖縄県動物愛護管理推進計画」において、指標や数値目標、具体的な施策の内容等を定めています。 殺処分数についても目標値を定めており、令和12年度までに譲渡適性のある犬猫の殺処分数ゼロを目指すこととしています。</p>
<p>殺処分をなくす年度を明記すべきである。</p>	
<p>その他の施策の内容を附則で示すべきである。</p>	
<p>殺処分がなくなることの実現に対しての具体的施策や構想を発表してはどうか。</p>	
<p>「～～譲渡し、その推進、その他の施策」と誤字を修正すべきである。</p>	<p>法の規定において「譲渡し(ゆずりわたし)」と表記されており、県としても、同様の表記としています。</p>
<p>「譲渡しの推進」は誤植ではないか。</p>	
<p>「飼育動物の避妊去勢や野良猫のTNR」を施策に加えるべきである。</p>	<p>愛護動物の繁殖制限については所有者又は占有者の遵守事項としているところです。 県では地域猫活動について、「沖縄県動物愛護管理推進計画」で目標値を定め、不妊去勢手術の支援等を行っているほか、地域猫活動に繋がるTNR活動に対し、市町村やボランティア団体と連携して試験的に支援を行っています。 また、沖縄県動物愛護管理センター等に収容された犬又は猫を譲渡する際には原則として不妊去勢手術を行い譲渡しています。 頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>殺処分の根本的な対策として、飼い犬猫の避妊去勢手術とTNRに積極的に取り組むことを示すべきである。</p>	
<p>返還・譲渡の対象となる動物には特定動物も含まれるのか。</p>	<p>対象となる動物を限定していないことから、特定動物も含まれます。なお、特定動物が収容される場合、逸走等の事態が発生していると考えられるため、所有者又は占有者に返還した上で、法または条例に基づき必要な対応を行います。</p>
<p>譲渡しの推進を講ずるのであれば、犬猫以外の動物もHPに掲載して欲しい。</p>	<p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

第8条(市町村等との連携)について(9件)	
その他の関係者の範囲を明確にし、どのような連携を図り施策を実施するのか附則等で具体的に示すべきである。	<p>その他の関係者の範囲として、獣医師会、事業者、県又は市町村の福祉部局等を想定しており、今後、関係機関との会議等で周知等を図ることとしています。</p> <p>また、連携については、個別事案ごとに関係機関等と調整しながら行っているところですが、法に基づき策定する「沖縄県動物愛護管理推進計画」の中でも、各主体の役割や、連携にあたっての目標、具体的な施策の展開等を示しています。</p>
その他の関係者にペットショップやブリーダー、教育機関を入れるべきである。	
愛護管理員、警察、学校、市町村、動物愛護団体で情報の交換や話し合いを行い虐待などを防止すべきである。	
県は、施策を市町村等と連携して実施することになっているが、県及び市町村等は施策の実施状況の結果を県民に対して定期的に報告する内容の文言を付加すべきである。	
現状と現場に基づいた施策の実施が行われるようにすべきである。	<p>県では、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進する活動計画として、「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」を策定しています。同実施計画においては、譲渡可能な犬猫の殺処分件数を成果指標とし、主な取組を活動指標として進捗等を毎年公表しています。</p> <p>また、具体的な施策については、法に基づき県が策定する「沖縄県動物愛護管理推進計画」において示しており、その達成状況や国の基本指針等を踏まえた見直しを行い、見直し後の計画を公表しているところです。</p> <p>現計画は令和7年度を目途に達成状況等の評価を行い必要な見直しを行うこととしており、評価等の公表方法についてはご意見を踏まえ今後見直していきたいと考えています。</p>
第9条(指導及び助言)について(3件)	
「助言及び指導」の順ではないか。	本条例では法の規定に合わせて「指導及び助言」としています。
第9条の対象範囲を限定的に規定すべきである。	ご意見を踏まえ、条文中で「第9条から前条までの規定」とし、対象範囲を明確にするよう修正しています。
条文の削除を求める。	条例の施行に必要な場合に、事態の早期段階における指導又は助言が可能となり、事態把握のための報告徴収及び立入検査の規定と合わせて、より効果的に事態の改善を図ることができると考えています。
第10条(愛護動物の飼い主等の遵守事項等)について(135件)	
第10条全体について	
<p>犬の係留の解除の禁止や犬による侵害時の措置についても条例に定めて欲しい。</p> <p>●リードの義務化●ひとり勝手散歩をしている犬を頻繁に見かけます。行政が飼い主へ指導をするなどの対策を講じてください。●首輪、名札、鑑札の装着義務●マイクロチップの装着は義務、以上を明記すべきである。</p> <p>犬の飼い主は狂犬病の予防接種を必ず行うよう、県の条例でも強く定めて欲しい。</p> <p>不妊手術やマイクロチップの装着も義務付けられているが、飼い主の判断や責任に任せるべきだ。</p>	<p>ご提案の内容については、条例に規定する遵守事項のほか、法、狂犬病予防法、各市町村の飼い犬条例等に定めがあることから、引き続き市町村等の関係機関とも連携し対応してまいります。</p> <p>動物の所有者又は占有者については、命あるものである動物の適正な飼養及び保管に責任を負う義務があることから、不妊去勢手術等の繁殖制限措置及びマイクロチップ装着等の所有者明示措置を遵守事項として規定しています。</p>
第10条第1項第1号について	
愛護動物の飼養時に公園その他の公共の場所などが汚損や損壊しないように定めて欲しい。	所有者又は占有者の遵守事項として、「その愛護動物が道路、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、若しくは占有する土地又は物件を汚損し、又は損壊しないよう必要な措置を講ずること。」と規定しています。
第10条第1項第2号について	

	猫が脱走しただけで抹殺対象にするべきでない。	愛護動物の所有者等の遵守事項を定めたものであり、脱走した猫を捕獲等し収容する規定ではありません。
	猫の逸走防止に必要な措置を講じていないことについて罰則を設けるべきでない。	本条例では、特定動物に係る事故発生時の通報や講じた措置の届出、立入検査の実効性を確保するために罰則を設けていますが、本規定違反に対する直罰規定は設けていません。
	犬をノーリードで遊ばせないよう施設管理者と連携して対応して欲しい。	頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
第10条第1項第3号について		
	「繁殖に関する適切な措置を講ずる事」の部分、「避妊、去勢手術を行うように努める。」とすべきである。	本規定では犬猫以外の愛護動物も対象としていることから、雌雄の分別飼育も「繁殖に関する適切な措置」に含める必要があります。
	「ブリーダー以外は避妊去勢手術を必須とする。」とすべきである。	ご意見を踏まえ、占有者においても、不妊去勢手術や雌雄の分別飼育等の繁殖に関する適切な処置を講ずるよう修正します。
第10条第1項第4号について		
	動物何頭に対して、お世話する(できる)人間が何人という基準を設けるべきである。	適切に飼養できる頭数には個人差があるため、一律に基準を設けるのではなく、適切な管理が可能となる範囲内での飼養を求めています。
第10条第1項第5号について		
	マイクロチップ装着を飼い主の責務にすべきである。	条例では、犬又は猫の所有者が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として、所有者によるマイクロチップ等の装着を求めています。
	大賛成です。必須にすべきである。	
	野良犬・野良猫にマイクロチップ装着を促す事が出来ないため反対である。	当該規定は所有者又は占有者を確知することができない犬又は猫が増えないよう、犬又は猫の所有者の遵守事項として、その犬又は猫に自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を求めています。
第10条第2項について		
	第10条第2項に賛成である。	<p>猫の放し飼い等、猫の屋外での飼育又は保管は、糞尿、悪臭、野生動物の捕食、予期せぬ繁殖による多頭飼養等の不適正飼養や所有者又は占有者を確知することができない猫の増加等に繋がる可能性があります。</p> <p>また、生活環境及び自然環境の保全の観点に加え、交通事故によるケガや負傷、疾病等への感染等、猫の安全や健康の観点からも、猫の所有者又は占有者の遵守事項として施設内での飼養を求めることとしています。</p> <p>なお、本規定は、飼養施設外にいる猫について、駆除対象とする趣旨で設けるものではありません。</p>
	猫に関しては適正飼育として室内飼養の徹底は必須とすべきである。	
	第10条第2項に反対である。	
	交通事故や病気になるリスク、野生動物の捕食、不妊去勢手術を行っていない猫が妊娠・出産し遺棄や多頭飼育崩壊に繋がる可能性があるため、猫の室内飼育を義務規定にすべきである。	
	飼い猫の室内飼育は進めるべきだが、室内猫と外猫の命の重さに変わりはなく、差別的な考えがあってはならないから反対である。	
	家の中で飼えない猫がいる。外に出ている飼い猫もいるため反対である。	
	猫の室内飼養は必要だが、「室内飼いでマイクロチップを装着している猫が飼い猫、それ以外は駆除すべき外猫」として、外に出ている猫全てが駆除の対象と拡大解釈される可能性があるため反対である。	
	室内飼いはあくまでも推奨であり「外にいる猫が飼い主のいない猫ではない」ということを明記すべきである。	

猫の室内飼養の普及啓発や指導を行うべきである。	<p>条例第6条では、普及啓発について、「県は動物の愛護及び適正な飼養に関し、普及啓発を図る」としており、猫の室内飼養についても普及啓発を実施してまいります。</p> <p>なお、県では、県全域を対象として実施している一生うちの子プロジェクト等とおして、イベントや講座の開催、ポスターやパンフレットの作成、テレビやラジオ等の各種啓発媒体を活用した情報発信等、猫の遺棄防止や適正飼養に関する普及啓発に取り組んでいるところです。</p>	
地域猫活動を推進し、飼い主に対する啓発と支援を充実させ、室内飼育の普及を促進していく方が効果的と考える。		
猫をこの世から消滅させる事が目的であるように感じるため、もっと時間をかけ人道的な対策を提案して欲しい。		
飼い主のいない猫に関わっている保護団体まで室内飼いの対象とすべきではない。		
飼い猫の室内飼いに理解はするが、TNRされた猫や地域猫まで室内飼いと誤解をあたえ、保護活動の妨げになる可能性があるため反対である。		
外猫が全ていなくなるとネズミや害虫が大量発生し、感染症などで県民の健康を害する恐れがあるため、猫と自然環境の保全上の支障を安易に結びつけるような言葉は削除すべきである。		<p>猫の放し飼い等、猫の飼養施設外での飼養又は保管は、悪臭・鳴き声等による周辺的生活環境の悪化、交通事故による死亡・負傷、トキソプラズマ等の感染症の媒介、ノミ・ダニによる咬傷等の問題があることから、猫の飼養施設での飼養又は保管を規定しています。</p> <p>また、自然環境の保全上の支障については、猫が希少種を捕食していることが確認されているため、悪臭等の生活環境及び自然環境の保全上の支障を並記し、県全域における問題として捉えています。</p>
猫の影響は特定の地域に限定されており、他の地域からの流入が限定的であることから、自然環境保全上の支障は県全体に当てはまらなると考える。そのため、自然保全上の支障と猫とを関連づける言葉を削除すべきである。		
家庭内飼育の方が飼養施設よりも、猫にとって安全で快適な環境であることが多いため、飼養施設での飼育に反対である。	本規定は、猫の健康及び安全を保持し、並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせないことを目的としており、飼養施設には家屋内も含んでいます。	
室内飼いを義務付けるのであれば、不動産業界にペット可の物件を増やすよう要請すべきである。	頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
第11条(多数の犬又は猫の飼養等の届出)及び第12条(変更等の届出)について(9件)		
10以上となると届け出を義務付けている根拠を示すべきである。	<p>平成25年の環境省通知において、勧告・命令の対象となる多数の動物の飼養又は保管の頭数が概ね10頭以上とされていたこと等から、10頭としています。</p> <p>飼育頭数を直接制限することについては、飼い主の経済状況等により適切に飼育できる頭数が異なるため、飼い主の遵守事項として、適切な管理が可能な範囲での飼育を求める規定を設けています。</p> <p>なお、施設の規模等により管理方法も異なる事が想定されるため詳細な基準は規定していません。</p> <p>本規定は、動物の健康及び安全の保持並びに動物による生活環境の悪化防止等の観点から、多頭飼養に関する情報を早期に把握し、必要な指導・助言等をするためのものであり、過去3年間の多頭飼養に係る県による指導・助言事例の大半が犬猫に関するものであったことから、犬猫を対象としています。</p> <p>規則において、不妊去勢手術の有無や雌雄の別を届出事項とすることを検討しています。</p> <p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	
原則、多頭飼育の禁止を明確にした上で、適正飼育が可能であると判断できる場合のみ許可をするべきである。		
施設や管理方法について詳細な基準を規定すべきである。		
軍鶏等、犬猫以外の愛護動物も多頭飼養の届出の対象とすべきである。		
不妊手術状況についても報告の必要がある。		
郵送やメール等での届け出もできるようにすべきである。		
第13条(飼い主のいない猫への給餌等)について(2,146件)		
給餌・給水を禁止する目的を明確にすべきである。	<p>「野良猫が衰弱・餓死する。」、「野良猫への差別や駆除が広がる。」、「ゴミなどを漁り地域環境が悪化する。」等の理由により「人と動物と共存する社会に反する」ため第13条に反対である。</p>	
猫の糞尿被害で困っていることから、原則、給餌給水を禁止すべきである。		
「野良猫が衰弱・餓死する。」、「野良猫への差別や駆除が広がる。」、「ゴミなどを漁り地域環境が悪化する。」等の理由により「人と動物と共存する社会に反する」ため第13条に反対である。		

「飼い主のいない猫が増えたのは人間や行政の責任である」「猫の尊厳を守る」「人間の命も猫の命も同じである」「時代遅れである」「過酷な環境で生きている猫が餓死してしまう」「野良猫がゴミを漁ったり、動物を襲わないのは給餌・給水をしているから」等の理由から、給餌・給水を禁止する第13条に反対である。
給餌・給水を禁止すると地域猫活動やTNR等の飼い主のいない猫の保護活動ができなくなるため反対である。
「注意喚起で十分である」「自己判断で行うべきである」等の理由により第13条に反対である。
「動物愛護精神に反する」「動物福祉に反する」「人と動物の共生する社会に反する」「動物虐待である」等の理由から給餌・給水を禁止する第13条に反対である。
給餌給水は原則可とすべきである。
第13条に反対である。
飼い主の責務として飼い猫に対し不妊去勢手術の実施、適正飼育の徹底等を行わせ、飼い主のいない猫が増えない対策をすべきである。
県の定める方法を明確にすべきである。
「県又は市町村が定める方法によらず」という規定は不明確であり、全ての市町村の規定を遵守しなければならないと解されるのではないか。
不妊去勢手術の実施や周囲の環境への配慮など一定のルールは必要であるが、原則禁止としてしまうと適正に行われていた地域猫活動やTNR活動にも支障を生じる可能性があるため、原則餌やりOKとしてルールを守ることを条件とすべきである。
「県又は市町村が定める方法に従うよう努めるべきである」、「継続して給餌を目的とする行為を行う者は、猫の繁殖を防止すること、並びにその行為を行う周辺地域の生活環境を損なわないようにすること及び住民等の理解を得ることに努めなければならない。」と禁止ではなく、指定の方法で給餌等に努めるような記載に変更すべきである。
飼い主のいない猫への給餌マニュアルの拡散や普及に力を入れ、第13条は「県の定める方法、マニュアルに則り給餌又は給水(以下「給餌等」という。)」を行っても良い」とすべきである。
地域猫の登録制やガイドラインなど地域猫の管理体制を確立した上で条例を制定すべきである。
「県又は市町村によって定められたルールに乗っ取り給餌等を行うこと」、「給餌等を行う場合には県または市町村が定める方法による。」、「県又は市町村が定める方法で、給餌等を行う。」等と給餌等を肯定する表現にすべきである。
「無断で私有地での給餌を行わない」「必ず猫が食べ終わるまで見守り餌、皿等の回収をすること」「給餌等は、毎日同じ時間・同じ場所で行う」、「必ず清掃を実施する」、「去勢避妊手術を必ず受けさせる」「地域で定められた人が責任を持って行う」「給餌等は近隣住民に配慮をし、環境美化に努めること」「トイレの設置し糞尿掃除をする」「与える餌はキャットフードなど猫の体にあつた餌を与える」等をルールとすべきである。

ご意見を踏まえ、給餌等の方法を条文中に明記することとしました。  
また、県民に条例の内容を正しく理解してもらうため、施行に際し一定の周知期間を設け、条例の内容や条文の趣旨について公表するとともに、チラシ・パンフレットの配布や説明会の開催等を行っていくこととしております。  
所有者又は占有者が適正飼養を行うことで、所有者又は占有者を確知することができない猫は減っていくものと考えていますが、現在、県では地域猫活動について、「沖縄県動物愛護管理推進計画」で目標値を定め、不妊去勢手術の支援等を行っているほか、地域猫活動に繋がるTNR活動に対し、市町村やボランティア団体と連携して試験的に支援を行っているところです。

<p>「繁殖に関して適切な措置を講じ、給餌している猫の頭数を把握し、給餌場の衛生管理を行っている場合を除く」、「地域猫の餌やりは、各自治体に確認の上、正しい方法で行うこと」、「飼い主のいない猫については、TNRや地域猫活動などで避妊去勢手術を行い、適切な管理の元での給餌、給水を行うこと」、「TNRを目的として給餌給水、保護を目的とした給餌給水、去勢避妊を終えており地域猫として認知されている猫に対する給餌給水は除く」、「各市町村で、保護猫、地域猫として登録をしてある場合を除く」、等とし、地域猫活動等の保護活動の妨げにならないようにすべきである。</p>	
<p>給餌・給水の禁止から地域猫、TNRを外すか、保護目的以外の給餌・給水のみ禁止すべきである。</p>	
<p>条例にある自然保全上の支障と猫とを関連づける言葉を削除すべきである。</p>	
<p>各市町村で条例が異なることにより認識に相違がでて混乱するため、県条例で全県的に統一すべきである。</p>	
<p>市町村でルールを制定するべきである。</p>	
<p>「多頭飼養者への規制強化」、「生体販売の禁止」、「遺棄の規制強化」等により、飼い主のいない猫が増えない対策をすべきである。</p>	<p>多頭飼養については、本条例で届出制度を設け、その情報を早期に把握し、必要な指導・助言等を行っていくこととしています。また、遺棄の禁止については、法に規定があることから法に基づき対応していくこととしています。          なお、生体販売については、法で認められた事業であることや、事業者の経済的自由を制限することになること等の観点から、慎重に検討する必要があると考えています。</p>
<p>環境に配慮する趣旨を具体的に示すべきである。</p>	<p>給餌等に係る規定については修正を行い、生活環境の保全上の支障を生じさせないことを明記しています。</p>
<p>地域猫について届出制、許可制等にすべきである。</p>	<p>県では「「沖縄県飼い主のいない猫対策」マニュアル」を策定し、同マニュアルに基づき選定したモデル地区について地域猫活動を支援する制度を設けています。</p>
<p>県が定める給餌・給水の方法を(特定動物が逸走した場合の措置)でなく、具体的に表示すべきである。</p>	
<p>(特定動物が逸走した場合の措置)について誤解を与える文章のため削除すべきである。</p>	<p>「(特定動物が逸走した場合の措置)」については、次条のみだしを記載しているものです。</p>
<p>「住民の環境悪化」と「希少種の補食等」の解決になるという根拠を示して欲しい。</p>	<p>所有者又は占有者を確知することができない猫については、給餌等を行った後速やかに飼料等を回収するなど周辺の生活環境に支障を生じさせないように行うことで、生活環境の改善等の問題解決に繋がると考えております。</p>
<p>人間が原因で増えた猫に給餌・給水をすると罪になる第13条に反対である。</p>	<p>本規定は周辺環境に配慮して行われる適切な給餌等を禁止するものではありません。</p>
<p>飼い主のいない猫への給餌・給水の方法について関係者の意見を聞くべきである。</p>	<p>県では、条例案の作成や「沖縄県動物愛護管理推進計画」の改定を行う際には、専門家、動物取扱業者、動物愛護団体等の様々な関係者で構成する動物愛護管理推進計画懇話会を開催し意見を聴取するほか、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴取しています。</p>
<p>飼い主のいない猫への給餌・給水の方法について関係団体・個人との意見交換会等を行うべきである。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>飼い主のいない猫問題を根本的に解決するための行政、関係機関、県民の責務を条例に入れて欲しい。</p>	<p>所有者又は占有者を確知することができない猫への対応等、動物の愛護及び適正飼養に関する取組については、県、関係機関、県民等が連携して取り組むことが重要であることから、条例第8条で市町村等との連携規定を設けているところです。</p> <p>また、猫の所有者又は占有者の遵守事項として、条例第9条で繁殖制限措置によるみだりな繁殖の防止、飼養施設での飼養又は保管を定めており、これらを徹底することで、所有者又は占有者を確知することができない猫の減少につながるものと考えています。</p> <p>なお、所有者又は占有者を確知することができない猫については、個別事案ごとに関係機関等と連携・調整しながら猫と共生ができる地域づくりへの支援を行っているところですが、法に基づき策定する「沖縄県動物愛護管理推進計画」の中でも、各主体の役割や、連携に加え、地域猫モデル地区数といった目標、地域猫活動への技術的な支援等の具体的な施策の展開等を示しています。</p>
<p>外の過酷な環境で暮らす猫を駆除すべきではなく、外で暮らす猫との共生を考えるべきである。</p>	<p>本規定は、所有者又は占有者を確知することができない猫に対する給餌又は給水について、適切な方法で行うことを求める趣旨で設けたものですが、県民に条例の内容を正しく理解してもらうため、施行に際し一定の周知期間を設け、条例の内容や条文の趣旨について公表するとともに、チラシ・パンフレットの配布や説明会の開催等を行っていくこととしております。</p>
<p>餌やりのルーやマナーを守って人と動物が共生できる社会を目指すべきである。</p>	
<p>避妊去勢手術、TNR又は地域猫活動に取り組み猫と共生する社会を目指すべきである。</p>	
<p>猫が人間の優しさに触れ幸せを感じる地域、社会をつくるべきである。</p>	
<p>犬猫の所有者に対する「管理」のみを記したものであり、行政からの一方的な通達のスタイルとなっています。他都道府県の条例を参考にし地域猫や地域と共存する動物に関する条項や条例を並行して出して欲しい。</p>	
<p>餌やりの一切の禁止と誤った解釈により、地域猫活動等の保護活動の妨害に繋がる可能性がある。</p>	
<p>給餌・給水が禁止だと誤解されないように周知を行うべきである。</p>	
<p>給餌・給水の禁止ではなく「飼い主としての責任や知識」「野良猫に餌やりをする際のルール等の知識」「猫の遺棄が周辺環境や自然環境に与える影響」等の普及啓発を行うべきである。</p>	
<p>県で適切な給餌・給水方法のルールやマナーをガイドライン等で定め周知するべきである。</p>	
<p>保護施設の設置、飼い主のいない猫の不妊去勢手術又は愛護団体への補助を行うべきである。また、財源の確保のため、寄附やクラウドファンディング等を活用すべきである。</p>	<p>県では、令和4年10月に「ハピアニおきなわ(沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟)」を本格稼働させ、収容した犬及び猫について、可能な限り収容期間を延長し譲渡に努めるとともに、県から譲渡する犬及び猫については、不妊去勢手術、混合ワクチン接種及びマイクロチップ装着を行っています。</p> <p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>飼い主のいない猫を保護し、猫たちの健康管理や衛生管理を行う人材を確保した上で、保護シェルター、保護猫カフェ等の取組により譲渡に繋げる取組を行うべきである。</p>	
<p>衰弱した動物を見つけた時のホットラインを整備すべきである。</p>	<p>動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所で随時相談は受け付けていますが、引き続き関係機関と連携を図りながら対応してまいります。</p>
<p>他県や他国の前例も踏まえ、猫を含む野生動物と少しでも共存できる社会づくりをすべきである。</p>	<p>頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>国外、他県等の取組を参考にし人と動物の共生する社会を目指すべきである。</p>	
<p>地域猫活動等は市町村単位で行う方がふさわしいと考える。</p>	
<p>給餌給水の禁止ではなく県民に「命の尊さ」を教える事が大事である。</p>	
<p>第14条(特定動物が逸走した場合の措置)及び第15条(事故の届出)について(3件)</p>	

	ペットである愛護動物すべてに共通することであり愛護動物についても逸走時や事故発生時の届出の対象にすべきである。	本条例では県民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、法で人の生命等に危害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物について、特に逸走時の通報や事故の届出を義務として規定しています。
	特定動物に関してのみ規定していることを説明すべきである。	
	災害時の措置について規定することを検討して欲しい。	災害時の対応については、条例等で規定するのではなく、マニュアル等による対応を検討してまいります。
第16条(報告の徴収)について(1件)		
	報告の徴収に係る規定に違反した場合の罰則等は不要と判断したのか。	ご意見のとおり、報告拒否や虚偽報告に対する罰則は設けておりません。
第17条(立入検査)について(3件)		
	裁判所の令状なしに強制執行権を行使するを可能にする条文の削除を求める。	条例の適正な施行を確保するために認められた行政権限としての立入検査に関する規定であり、犯罪捜査の刑事手続とは異なるものです。
	「関係者」のみでなく、「本人や関係者」にすべきである。	本条の関係者には、動物の所有者又は占有者等の飼育者本人も含まれております。
	立ち入り検査前には、事前に相談や話し合いを行うべきである。	相談や話し合いによる解決が難しい場合等に立入検査を行うことを想定しています。
第18条(動物愛護管理員)について(1件)		
	動物愛護推進員として任務の中身を明確にし、県民の動物愛護精神を育む必要がある。	「動物愛護管理員」の行う事務は、法第37条の2において、動物取扱業の監視・指導、犬及び猫の引取り・譲渡し等、啓発活動等と規定されています。また、「動物愛護推進員」の事務については法第38条に、動物の愛護及び適正な飼養について住民の理解を深めること、犬、猫等の動物の所有者等への譲渡のあっせんの支援等と規定されています。
第19条(市町村への協力)について(2件)		
	県が市町村に対して積極的に関与して、飼い主のいない犬及び猫の終生飼養の義務付けを求めるべきである。	所有する動物を終生飼養するよう努めること、及び所有者の責任において次の飼い主を探すことについて条例第5条で規定しております。所有者の責務については、市町村等と連携し普及啓発を図っていきます。
第20条(規則への委任)について(1件)		
	規則に権利義務に関する規定が含まれる場合、第20条で包括的に示すのではなく、個々の条文で規則への委任について明記すべきである。	本条は、本条例で規定されていない事項について、必要がある場合は規則に定める旨を規定したものでありますが、権利義務に関する事項については、各条で規則による委任を規定しています。
第21条(市町村条例との関係)について(3件)		
	市町村条例で必要な規定を定めることを妨げない一方で、第13条では県又は市町村が定める方法によらずとしているのは矛盾している。	本規定は、本条例が地域の実情に応じて市町村で独自の規制をかけることを妨げない、標準規制としての位置づけであることを明文化したものです。 なお、条例第13条については修正し、所有者又は占有者を確知することができない猫に対する給餌又は給水について、条文に記載した方法で行うよう規定することとします。
	市町村が積極的に適正飼養条例を制定できるよう県が規則などで県内の動物愛護を牽引して欲しい。	市町村に対する協力の内容については、地域の実情に応じて様々であり、個別具体的な事項となることから、条例や規則で規定するものではないと考えています。 なお、県としては、条例第19条に市町村との協力に関する規定を設けており、会議や施行通知等により積極的に県が協力しながら市町村の取組を促していきたいと考えています。

第22条(罰則)、第23条(両罰規定)及び第24条(過料)について(2件)		
	10万円以上にするなど、厳しい金額設定にするべきである。	罰則規定については、地方自治法の規定や、沖縄県その他条例及び他都道府県の状況を勘案し設定しています。
	通報、届出、検査、陳述等は行政の調査機関が関与すれば解決可能な事務手続きの範囲の問題で、罰金に処すべきではない。	本条例では、県民の身体又は財産を侵害するおそれがある特定動物の逸走や、立入検査拒否という悪質性の高いものについて、条例の規定に基づく措置の実効性を確保する必要があることから、罰則規定を設けています。
その他(闘鶏等)(116件)		
	動物を戦わせる行為(闘犬、闘鶏、闘牛)を禁止する規定を設けてほしい。	本条例は、法を補完し、総合的に動物の愛護及び管理に関する施策を推進することを目的として制定するものであり、虐待の禁止など法に規定がある行為については、法に基づき対応することとしています。 なお、県としては虐待及び遺棄を重要な課題と捉えており、その防止に向けた普及啓発等を協力を推し進める必要があることから、本条例では、第1条及び第6条で「虐待及び遺棄の防止」を明記しています。
	動物を虐待するような不適正な飼育に対して罰則を科すべきである。	
	闘犬、闘鶏、アヒル取り競争等の取締を強化する規定を設けるべきである。	
その他(条例全体)(14件)		
	条例の周知方法について。	県民の皆様は条例の内容を正しく理解してもらうため、条例の内容や趣旨について県ホームページでの公表やチラシ・パンフレットの配布等を行い、周知を図ってまいります。
	各市町村に犬や猫の担当課をおき対応すべきである。	引き続き、市町村の担当課と連携して動物愛護管理に関する施策を推進してまいります。
	ペットが外来種である以上、すべての動物種が潜在的に問題になりうるという意識を持てる条例であって欲しい。	愛護動物の所有者又は占有者については、第9条第1項第2号の規定を設け逸走を防止するために必要な措置を講ずることとしています。 また、遺棄等されたペットが野生化してしまうと自然環境の保全上支障となる可能性があることを踏まえ、動物の遺棄の防止や、動物の適正飼養について普及啓発を図ってまいります。 なお、動物の虐待及び遺棄の禁止については法で規定されていることから、条例案において具体的な規定は設けていませんが、重要な施策の一つとして普及啓発を図っていくこととしています。
	悪徳ブリーダーや、ただ可愛いから飼っていたら増えすぎて飼育崩壊、動画投稿サイトへの動物虐待映像配信などの問題に対応出来ていない。	法及び条例の規定により対応していきます。
	現在、愛玩動物を飼養している所有者に対して暫定措置を設けたうえで、県下における愛玩動物の所有及び飼育を禁止すべきである。	動物の所有に対する制限については、財産権の制限にあたる可能性があることから慎重に検討する必要があります。
	やんばると他の地域では前提条件が異なるため「適用除外」の規定を設けるべきである。	地域の実情に応じ、市町村において独自の規制を検討する場合もあると考えており、本条例では第20条を設け、それを妨げないことを明示しています。
	条例に反対である。	本県では、「多頭飼育崩壊」、「不適切な飼養管理」及び「飼育動物による野生動物の捕食」等の問題があり、これらに対応するため法を補完する条例を制定し、総合的に動物の愛護及び管理に関する施策を推進していくうえで必要と考えています。
	殺処分の方法を獣医師の処置による痛みのない安楽死に限るべきである。	頂いたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
	不要な苦痛を与えられる動物がなくなるよう、そして他の生物を思いやることを通して、子どもたちの教育として大切なメッセージとなることを切に願います。	
	行方不明や保護していますというポスターを県で制作しその場で飼い主に渡して欲しい。	
	新しい種類のペットへの対策をペットショップと連携して対応して欲しい。	